

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例概要

1 育成時間の拡大

学童クラブの実施日（月曜日から金曜日までに限る。）における育成時間を次のとおり拡大する。

区 分	現 行	改 正 案
学校の授業日	授業の終了後から午後5時まで	授業の終了後から午後6時まで
学校の休業日	午前9時から午後5時まで	午前8時30分から午後6時まで

2 土曜育成制度の創設

区長が特に必要があると認める児童に対し、次のように土曜日に育成を行うことができることとし（一部の学童クラブ（ ）を除く。）、その育成料を定める。

区 分	育 成 時 間	育 成 料（月額）
学校の授業日	授業の終了後から午後7時まで	1,500円
学校の休業日	午前8時から午後7時まで	

コミュニティ会館、特別支援学級を有しない学校等における学童クラブ

3 延長育成制度の拡充

区長が特に必要があると認める児童に対し、学童クラブの実施日（月曜日から金曜日までに限る。）において、次のように育成時間を延長することができることとし（一部の学童クラブ（ ）を除く。）、その育成料を定める。

コミュニティ会館、特別支援学級を有しない学校等における学童クラブ

延長育成時間

区 分	現 行	改 正 案
早 朝 延 長	なし	午前8時から午前8時30分まで
夜 間 延 長	午後5時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで

延長育成に係る育成料

区 分	育 成 料（月額）
早 朝 延 長	500円
夜 間 延 長	1,000円
早朝延長 + 夜間延長	1,500円

4 施行期日等

平成25年4月1日

学童クラブの利用に係る手続、準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。